

## 国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式）</p> <p>第三条 令第七条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第二号又は別記様式第三号とする。</p> <p>（調査を行う期間）</p> <p>第四条 令第九条第一項の総務省令で定める期間は、国勢調査を実施する年（以下「実施年」という。）の九月二十三日から翌月二十四日までとする。</p> <p>（未調査等の場合の届出の期限）</p> <p>第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、実施年の十月二十五日とする。</p> <p>（未調査の場合の調査を行う期限）</p> <p>第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、実施年の十月二十六日とする。</p> | <p>（国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式）</p> <p>第三条 令第八条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第二号又は別記様式第三号とする。</p> <p>（調査を行う期間）</p> <p>第四条 令第九条第一項の総務省令で定める期間は、国勢調査を実施する年（以下「実施年」という。）の九月二十三日から翌月十五日までとする。</p> <p>（未調査等の場合の届出の期限）</p> <p>第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、実施年の十月十八日とする。</p> <p>（未調査の場合の調査を行う期限）</p> <p>第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、実施年の十月十九日とする。</p> |

秘 基幹統計調査

国勢調査調査票

○ 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
○ 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
○ 数字を記入する場合は、下の例のように、わくの中に右つめて書いてください。

平成 年10月1日
総務省統計局

記入は黒の鉛筆で
右つめに

数字の例

たて線1本 すきまをあける とじる
はねない 上につまみあげる角をつける

国勢調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

Main survey form with 7 columns and 7 rows. Rows include: 1. Name and sex, 2. Household head, 3. Date of birth, 4. Marital status, 5. Nationality, 6. Current residence, 7. Residence 5 years ago. Each row has instructions and checkboxes for various categories.

「調査票の記入のしかた」を参照して
太わくの中に記入してください

Additional survey form for household details. Includes: (1) Household members, (2) Housing type, (3) Housing construction, (4) Total floor area, and a section for household type and address code.

こちらはウラ側です  
オモテ側から記入してください

|  | 1  | 2  | 3  | 4  |
|--|--|--|--|--|
| 世帯員全員について  | <b>8 教育</b><br>・現在 学校に在学しているかどうかについて記入しうえて矢印に従って記入してください<br>・在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください<br>・専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」のページを参照して記入してください | 在学中 卒業 未就学<br>小学 高校 幼稚園 保育園<br>中学 旧中 保育所<br>短大 大学 乳児 児<br>高等 大学院 その他                         | 在学中 卒業 未就学<br>小学 高校 幼稚園 保育園<br>中学 旧中 保育所<br>短大 大学 乳児 児<br>高等 大学院 その他                         | 在学中 卒業 未就学<br>小学 高校 幼稚園 保育園<br>中学 旧中 保育所<br>短大 大学 乳児 児<br>高等 大学院 その他                         |
|  | <b>9 月24日から30日9までの1週間に仕事をしましたか</b><br>・仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます<br>・通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます   | 主に 家事などの 通学のため<br>仕事 ほか仕事 わら仕事<br>10~14欄にも記入<br>仕事を休んで 仕事を 家事 通学 その他<br>いた 探して した (幼児・高齢者など) | 主に 家事などの 通学のため<br>仕事 ほか仕事 わら仕事<br>10~14欄にも記入<br>仕事を休んで 仕事を 家事 通学 その他<br>いた 探して した (幼児・高齢者など) | 主に 家事などの 通学のため<br>仕事 ほか仕事 わら仕事<br>10~14欄にも記入<br>仕事を休んで 仕事を 家事 通学 その他<br>いた 探して した (幼児・高齢者など) |
| 就業者・通学者について  | <b>10 従業地又は通学地</b><br>・仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください<br>・同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください<br>・他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください(東京都区部と政令指定) (都市の場合は区名まで)              | 自宅(住みか)を(含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村<br>12欄へ 11欄へ (通勤・通学の場所を記入)<br>(左つめて記入)                          | 自宅(住みか)を(含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村<br>12欄へ 11欄へ (通勤・通学の場所を記入)<br>(左つめて記入)                          | 自宅(住みか)を(含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村<br>12欄へ 11欄へ (通勤・通学の場所を記入)<br>(左つめて記入)                          |
|  | <b>11 従業地又は通学地までの利用交通手段</b><br>・二つ以上の交通手段を利用している場合は該当するものすべてに記入してください  | 徒歩のみ 鉄道 乗合 バス 勤め先 学校のバス<br>電車 用車 タクシー バイ 自転車 その他   | 徒歩のみ 鉄道 乗合 バス 勤め先 学校のバス<br>電車 用車 タクシー バイ 自転車 その他   | 徒歩のみ 鉄道 乗合 バス 勤め先 学校のバス<br>電車 用車 タクシー バイ 自転車 その他   |
| 就業者について  | <b>12 勤めか 自営かの別</b><br>・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人を含みます<br>・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます<br>・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人を含みます                            | 雇われている人 会社 などの 役員<br>正規の 労働者派遣 アルバイト・パート・その他 従業員 派遣社員<br>自営業主 家族 家庭内の 賃 仕事<br>あり なし 従業者 (内職) | 雇われている人 会社 などの 役員<br>正規の 労働者派遣 アルバイト・パート・その他 従業員 派遣社員<br>自営業主 家族 家庭内の 賃 仕事<br>あり なし 従業者 (内職) | 雇われている人 会社 などの 役員<br>正規の 労働者派遣 アルバイト・パート・その他 従業員 派遣社員<br>自営業主 家族 家庭内の 賃 仕事<br>あり なし 従業者 (内職) |
|  | <b>13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</b><br>・仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称を書いてください(官公庁は課名まで)<br>・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください<br>・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください                  | 「調査票の記入のしかた」の ページの書き方の例を参考にして くわしく書いてください  |  |  |
| <b>14 本人の仕事の内容</b><br>・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください |  |  |  |  |

この調査票は機械にかけますので汚さないでください



|             |  |   |                                     |                                     |                                     |
|-------------|--|---|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 世帯員全員について   | 6 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか  | 1   | 2                                   | 3                                   | 4                                   |
|             | 仕事とは収入を伴う仕事をいい、自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます。通学には予備校・専門学校などに通っている場合も含めます。 | 主に仕事<br>家事などのほかに仕事<br>通学のため<br>わら仕事         | 主に仕事<br>家事などのほかに仕事<br>通学のため<br>わら仕事 | 主に仕事<br>家事などのほかに仕事<br>通学のため<br>わら仕事 | 主に仕事<br>家事などのほかに仕事<br>通学のため<br>わら仕事 |
|             | 7 1週間に仕事をした時間  | 7~11欄にも記入<br>仕事を休んで探して<br>8~11欄にも記入         | 7~11欄にも記入<br>仕事を休んで探して<br>8~11欄にも記入 | 7~11欄にも記入<br>仕事を休んで探して<br>8~11欄にも記入 | 7~11欄にも記入<br>仕事を休んで探して<br>8~11欄にも記入 |
|             | 8 従業地又は通学地   | 自宅(住み込みを含む)<br>同じ市町村<br>他の市区町村              | 自宅(住み込みを含む)<br>同じ市町村<br>他の市区町村      | 自宅(住み込みを含む)<br>同じ市町村<br>他の市区町村      | 自宅(住み込みを含む)<br>同じ市町村<br>他の市区町村      |
|             | 9 勤めか自営かの別   | 雇われている人<br>常雇<br>臨時雇<br>役員                  | 雇われている人<br>常雇<br>臨時雇<br>役員          | 雇われている人<br>常雇<br>臨時雇<br>役員          | 雇われている人<br>常雇<br>臨時雇<br>役員          |
| 就業者に<br>ついて | 10 勤め先・業主などの名称及び事業の内容  | 「調査票の記入のしかた」の8~11ページの書き方の例を参考にしてくわしく書いてください |                                     |                                     |                                     |
|             | 11 本人の仕事の内容  | 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください               |                                     |                                     |                                     |

この調査票は機械にかかけますので汚さないでください

ご協力ありがとうございました

世帯では右の欄には記入しないでください

|            |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|
| 8 従業地又は通学地 |  |  |  |  |
| 10 産業      | 農業 林業 漁業 鉱業 建設 製造<br>電・ガス・熱水 情報通信 運輸 郵便・小売<br>金融・保険 不動産 飲食店・宿泊 医療・福祉<br>教育・学習支援 複合 サービス 公務 他 | 農業 林業 漁業 鉱業 建設 製造<br>電・ガス・熱水 情報通信 運輸 郵便・小売<br>金融・保険 不動産 飲食店・宿泊 医療・福祉<br>教育・学習支援 複合 サービス 公務 他 | 農業 林業 漁業 鉱業 建設 製造<br>電・ガス・熱水 情報通信 運輸 郵便・小売<br>金融・保険 不動産 飲食店・宿泊 医療・福祉<br>教育・学習支援 複合 サービス 公務 他 | 農業 林業 漁業 鉱業 建設 製造<br>電・ガス・熱水 情報通信 運輸 郵便・小売<br>金融・保険 不動産 飲食店・宿泊 医療・福祉<br>教育・学習支援 複合 サービス 公務 他 |

備考 特別区又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区の区域内で調査する場合には、8の項中「同じ市町村」とあるのは「同じ区」と、「他の市区町村」とあるのは「他の区・市町村」とする。

別記様式第2号(第3条関係)

表 面

|           |   |
|-----------|---|
| 第 号       |   |
| (写真)      | <b>国勢調査指導員証</b>   |
|           | 氏 名   |
|           | この者は、 年国勢調査の<br>国勢調査指導員であることを証明する。<br>任命期間 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 年 月 日     |   |
| 総務省統計局長 印 |   |

改  
正  
案

別記様式第2号(第3条関係)

表 面

|                                       |                          |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 第 号                                   | <b>国勢調査指導員証</b>          |
| 下記の者は、平成 年国勢調査の国勢調査指導員で<br>あることを証明する。 |                          |
| 氏 名                                   |                          |
| 任 命 期 間                               | 平成 年 月 日から<br>平成 年 月 日まで |
| 平成 年 月 日                              |                          |
| 総務省統計局長 氏 名                           | 印                        |

現  
行

## 裏 面

### 注 意 事 項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

### 統 計 法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(中略)

- 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)

< 国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。 >

照会・連絡先

## 裏 面

### 注 意 事 項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証書は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

### 統 計 法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(中略)

- 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)

{ 国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。 }

別記様式第3号(第3条関係)

表 面

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 第 号       |                                  |
| (写真)      | <b>国勢調査員証</b>                    |
|           | 氏 名                              |
|           | この者は、 年国勢調査の<br>国勢調査員であることを証明する。 |
|           | 任命期間 年 月 日から<br>年 月 日まで          |
| 年 月 日     |                                  |
| 総務省統計局長 印 |                                  |

別記様式第3号(第3条関係)

表 面

|                                 |                          |
|---------------------------------|--------------------------|
| 第 号                             | <b>国勢調査員証</b>            |
| 下記の者は、平成 年国勢調査の国勢調査員であることを証明する。 |                          |
| 氏 名                             |                          |
| 任命期間                            | 平成 年 月 日から<br>平成 年 月 日まで |
| 平成 年 月 日                        |                          |
| 総務省統計局長 氏 名                     | 印                        |

## 裏 面

### 注 意 事 項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

### 統 計 法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)

< 国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。 >

照会・連絡先

## 裏 面

### 注 意 事 項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証票は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

### 統 計 法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)

〔 国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。 〕

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（調査区の設定の基準）</p> <p>第一条 国勢調査令（以下「令」という。）<u>第八条第一</u>項の規定による調査区の設定は、市町村の区域を一般調査区、特別調査区又は水面調査区のいずれかに区分して行うものとする。</p> <p>2<br/>3<br/>4 略</p> <p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令<u>第八条第二項</u>の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>（調査区地図等の作成及び提出）</p> <p>第四条 市町村長は、令<u>第八条第一項</u>の規定により調査区を設定したときは、調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を作成し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、令<u>第八条第二項</u>の規定により調査区を修正した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「その定める期限までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</p> | <p>（調査区の設定の基準）</p> <p>第一条 国勢調査令（以下「令」という。）<u>第八条の二</u>第一項の規定による調査区の設定は、市町村の区域を一般調査区、特別調査区又は水面調査区のいずれかに区分して行うものとする。</p> <p>2<br/>3<br/>4 略</p> <p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令<u>第八条の二第二項</u>の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>（調査区地図等の作成及び提出）</p> <p>第四条 市町村長は、令<u>第八条の二第一項</u>の規定により調査区を設定したときは、調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を作成し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、令<u>第八条の二第二項</u>の規定により調査区を修正した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「その定める期限までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</p> |

